

表題部 (主である建物の表示)				調製	平成18年11月27日	不動産番号	1934000112645
所在図番号	余白						
所在	尾鷲市倉ノ谷町 1056番地					余白	
	尾鷲市倉ノ谷町 1051番地2					令和3年8月4日変更 令和3年11月24日登記	
家屋番号	1056番					余白	
	1051番2の1					令和3年11月24日変更	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付〔登記の日付〕		
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	176	58	昭和40年11月16日新築		
		2階	176	58			
		3階	176	58			
余白	余白	余白			平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日		
余白	余白	1階	156	42	③錯誤 〔令和3年11月24日〕		
		2階	156	42			
		3階	156	42			
表題部 (附属建物の表示)							
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	物置	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	29.16		余白		
2	物置	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	4.86		余白		
3	物置	コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建	2.70		平成年月日不詳取壊し 〔令和3年11月24日〕		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年2月19日 第856号	原因 平成3年1月20日譲与 所有者 三重県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年11月27日



COPY

COPY

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年11月30日  
津地方法務局尾鷲出張所

登記官

前田 雅也



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D08310 ( 1 / 3 )

2 / 2

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成18年11月27日	不動産番号	1934000112584
所在図番号	余白				
所在	尾鷲市倉ノ谷町 1051番地10			余白	
	尾鷲市倉ノ谷町 1051番地2			令和3年8月4日変更 令和3年11月24日登記	
家屋番号	1051番10の1			余白	
	1051番2の2			令和3年11月24日変更	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	103	91	昭和48年6月20日新築
		2階	103	91	
		3階	103	91	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日	
余白	余白	1階	93	53	③錯誤 〔令和3年11月24日〕
		2階	93	53	
		3階	93	53	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	14		58 余白
2	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	2		00 平成年月日不詳新築 〔令和3年11月24日〕
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的		受付年月日・受付番号		権利者その他の事項
1	所有権移転		平成11年4月8日 第2048号		原因 平成11年1月21日無償譲与 所有者 三重県 順位2番の登記を移記
	余白		余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年11月27日



COPY

尾鷲市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年11月30日  
津地方法務局尾鷲出張所

登記官

前田 雅也



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D08310 ( 2 / 3 )

2 / 2

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成18年11月27日	不動産番号	1934000112585	
所在図番号	余白				
所在	尾鷲市倉ノ谷町 1051番地10			余白	
	尾鷲市倉ノ谷町 1051番地2			令和3年8月4日変更 令和3年11月24日登記	
家屋番号	1051番10の2			余白	
	1051番2の3			令和3年11月24日変更	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	135	88	昭和58年3月19日新築
		2階	112	66	
		3階	112	66	
余白	余白	余白			平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日
余白	余白	1階	121	66	③錯誤 〔令和3年11月24日〕
		2階	112	66	
		3階	112	66	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年12月2日 第6102号	原因 平成10年7月22日譲与 所有者 三重県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年11月30日  
津地方法務局尾鷲出張所

登記官

前田 雅也



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。